

蓮田市広告掲載要綱

(平成19年11月2日市長決裁)

(令和3年12月27日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として有効活用し、市の新たな財源確保を図るとともに、広告掲載を通じた民間企業等との協働により、地域経済の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報とするため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信頼性を持てるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報及び印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が認めたもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(掲載の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治活動、宗教活動等に関するもの

(4) 社会問題についての主義主張、意見広告及び個人の宣伝に関するもの

(5) 美観風致を害するおそれがあるもの

(6) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(7) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(8) 次に掲げる業種又は事業者に関するもの

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- イ 風俗営業類似の業種
- ウ 消費者金融
- エ たばこ
- オ ギャンブルに係るもの
- カ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- キ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- ク 興信所、探偵事務所等
- ケ 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
- コ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の事業者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- サ 行政機関からの指導を受け、改善がなされていないもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 次に掲げる事項については、市長が別に定める。

- (1) 広告の規格及び掲載位置等
- (2) 掲載期間
- (3) 募集方法等
- (4) 掲載料金
- (5) 選定方法
- (6) 納付方法
- (7) 掲載料金の還付
- (8) 広告の撤去等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(審査機関)

第5条 市長は、広告掲載に関し意見を聴くため、庁内に蓮田市広告審査委員会（以

下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、広告掲載の疑義に関し、市長が特に必要と認めた事項について審議する。
- 3 委員会の委員長は、総合政策部長とする。
- 4 委員会の委員は、政策調整課長、秘書課長、庶務課長、広報広聴課長、商工課長、福祉課長、都市計画課長、総合窓口管理課長、水道課長、学校教育課長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

（第1条） 本要綱は、次のとおりとする。

（第2条） 本要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（第3条） 本要綱は、決裁の日から施行する。

（第4条） 本要綱は、決裁の日から施行する。

（第5条） 本要綱は、決裁の日から施行する。

（第6条） 本要綱は、決裁の日から施行する。

（第7条） 本要綱は、決裁の日から施行する。

（第8条） 本要綱は、決裁の日から施行する。